報告第４号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年３月１８日提出

幸手市長　木　村　純　夫

専決第４号

専　決　処　分　書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分する。

令和７年２月２０日

幸手市長　木　村　純　夫

記

１　相手方

住所　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名　　○　○　○　○

２　事故の概要

令和７年１月２３日午後２時１５分頃、幸手市立上高野小学校敷地内で草刈り機で草刈りをしていたところ、草刈り機にあたった小石が道路側を走行していた車のフロントガラスに当たり、フロントガラスにひびが入ったものである。

３　損害賠償額

金１８１，０６０円

上記金額の内訳（合計に責任割合１００％を乗じたものとする。）

部品合計　１３３，４００円

工賃合計　　３１，２００円

消 費 税　　１６，４６０円

合　　計　１８１，０６０円